

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人同朋学園
②設置大学名称	同朋大学
③担当部署	事務部学務課
④問合せ先	052-411-1113 同朋大学 庶務担当 (syomu@doho.ac.jp)
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.doho.ac.jp/introduction/edu-info/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「同朋和敬」に則り、「広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成する」ことを教育方針として人間の育成に取り組んでいる。このことは、本学ホームページに掲載し明示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科ごとに３ポリシーを明確にし、教育活動を展開している。具体的に、科目のナンバリングを行い、カリキュラムツリーを Web サイトで公開し、入学から卒業まで、学生が理解しやすいように努めている。また、学修ポートフォリオを活用し、卒業までの学修について丁寧に指導を行っている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人同朋学園組織規定、同朋大学学則、同朋大学役職に関する規程に則り、学長をはじめとした、教育組織の権限、役割を定めている。また、執行部会議で学長方針を定め、運営会議で方針を徹底するための方策を審議し、教授会での意見を聴取し適切に運営している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、大学の運営に係わる各種会議に構成員として双方が参加し、教職協働体制を確保するなど、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行っている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	学長が委員長を務める同朋大学ファカルティ・ディベロップメント委員会において、FD 推進のための取組を審議し、教職員の質向上に努めている。また、スタッフ・ディベロップメントについては、学外研修などへの研修会参加、毎年学園の教職員全体が参加する研修会を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2025～2029 年度の中期計画の策定にあたっては、3 大学と高校及び法人本部の学長、校長、事務局長で構成する所属長会において審議し、理事会承認を経て決定した。幼稚園を含む全機関それぞれが抱える将来構想と内外の課題を踏まえた上で、中期計画のビジョンを「往き交う」という言葉に託し、全機関が連携協働しつつ発展を目指すこととし、具体的な計画と達成目標を設定した。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	3 か月ごとに行う理事長及び業務執行理事の職務執行報告を理事会で行う際に中期計画の進捗状況と到達状況を報告することで進捗を管理している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神である「同朋和敬」に沿って人材を育成するとともに、地域の行政、法人と連携協定を締結し積極的に地域活動に取り組んでいる。また、オンラインのリカレント事業も展開し「福祉と DX」について講座を開講している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携センターを通じて各企業や自治体と連携協定を締結し、教育・研究・学生活動に多様な成果を上げている。その一例として、名古屋市営住宅の一部に入居し自治会活動への参加を通じて地域貢献に取り組んでいる。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	建学の精神である「同朋和敬」を分かりやすく「共なるいのちを生きる」(Living Together in Diversity)とも表現し、建学の精神に沿った教育が、多様性を受容する体制を実践していることに繋がっている。また、学生相談室、障害学生支援室、健康管理室を同じフロアーに配置し、その中央にコミュニケーションルームを設け、すべての学生に開放し学生、教職員がともに助け合う環境を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 1 名（総数 14 名）、監事 1 名（総数 2 名）、評議員 4 名（総数 17 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成については「寄附行為」及び「寄附行為細則」の中で理事長・理事・業務執行理事・常任理事の職務を定め明確にしている。理事選任のための選任機関を「寄附行為」では理事会と定め、「寄附行為第6条3項」に則り、評議員の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び「寄附行為」に則り運営している。必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」及び「寄附行為細則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。理事会・評議員会で決定した事業計画や方針に基づく法人の日常業務運営は、理事長及び常任理事で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の運営に関することは「寄附行為細則」に定め、適切に常任理事会を運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については「寄附行為第48条」に基づき、理事・評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づき適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	適宜理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、「私立大学新任理事・評議員ハンドブック（一般社団法人日本能率協会）」を配付し適宜レクチャーを行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定めている。監事は会計監査人及び内部監査室と適宜情報交換や協同して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、監事研修会を実施している。また過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。評議員選任のための選考機関を「寄附行為」に基づき評議員会と定め、「寄附行為」に則り適切に評議員選任を行っている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関しても「寄附行為」に定め、評議員会で出された意見等は理事会で報告するなど適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為第48条」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人同朋学園リスク管理規程に基づき、管理体制、平常時の対応、緊急時の対応等を規定している。また、リスク管理委員会を組織し、重要事項を審議している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事会において定めた、内部統制システムの基本方針に基づき、学校法人同朋学園コンプライアンス規程を制定し、教職員の行動の基本指針としている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	透明性を図るべく、必要な情報公開はホームページで実施している。よりわかりやすい情報提供を心がけ、引き続き推進する。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの情報公開においては、対象ごとに Web サイト等を活用し公表している。特に、学生・保護者へは、専用のポータルサイトを活用し情報を伝えている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明